省　令

○財務省令第五十号

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第十二条の規定に基づき、防衛力強化資金事務取扱規則を次のように定める。

令和五年八月二日

財務大臣　鈴木　俊一

防衛力強化資金事務取扱規則

（通則）

第一条　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（第四条において「法」という。）第六条に規定する防衛力強化資金（以下「資金」という。）の経理に関する手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（資金の受払い）

第二条　資金は、一般会計からの受入金及び資金に属する現金を財政融資資金に預託した場合に生ずる利子の受入金をもって受けとし、一般会計への繰入金をもって払いとして経理する。

（資金受払簿）

第三条　財務大臣は、別紙第一号書式の防衛力強化資金受払簿を備え、前条に規定する資金の受払いを登記しなければならない。

（計画表及び実績表）

第四条　法第十三条第一項に規定する計画表及び実績表の様式は、別紙第二号書式によるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

2　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号を次のように改める。

十七　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第十一条の規定により、防衛力強化資金に属する現金を一般会計の歳入に繰り入れるとき

第三条第一項第十五号を次のように改める。

十五　前条第十七号に掲げる場合には、払出科目として「防衛力強化資金」、受入科目として「何年度、財務省主管一般会計、歳入」

第十条第一項第十一号を次のように改める。

十一　防衛力強化資金月計突合表　財務大臣

別紙第一号書式

防衛力強化資金受払簿

年　月　日	対応科目	受　入　額	払　出　額	差引残高	備　考
		円	円	円	